

吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童の保育内容の充実を図るため、市内における私立の特定教育・保育施設等に対して、毎年度予算の範囲内において特定教育・保育施設等運営助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (3) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (5) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (6) 小規模保育等 法第7条第7項に規定する小規模保育及び同条第9項に規定する事業所内保育をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、特定教育・保育施設を設置する者及び特定地域型保育事業者（小規模保育等を行う者に限る。）とする。ただし、国、大阪府及び市を除く。

(助成種別等)

第4条 助成種別、助成の対象となる施設及び事業（以下「助成対象施設」という。）、助成の対象となる事業等（以下「助成対象事業」という。）の要件、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、小規模補修費助成及び小規模保育連携施設改修費助成に係る助成金の交付を受けようとする者は、別に市長が定めるところにより、あらかじめ市長と当該助成金に関する協議を完了させておかななければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）

(2) 交付申請額及びその助成種別

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所要額調書
- (3) 歳入歳出予算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した特定教育・保育施設等運営助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその助成種別

(交付)

第8条 助成金は、次の各号に掲げる助成種別に応じ、当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 発達支援保育対策費助成、認定こども園特別支援教育・保育対策事業費、保育特別対策費助成、延長保育事業費、保育体制強化費、保育士宿舎借上費、看護師助成及び病児保育事業費（体調不良児対応型）に係る助成金 当該年度の7月、10月及び12月の各月にそれぞれの交付決定額（第6条又は次条の規定による交付決定額をいう。）の3分の1以内ずつを交付し、当該年度の終了後残額を交付する。
- (2) 小規模補修費助成及び小規模保育連携施設改修費助成に係る助成金 別に市長が定めるところによる工事完了手続の終了後交付する。
- (3) その他のものに係る助成金 当該年度の終了後一括して交付する。

(変更交付の申請等)

第9条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金変更交付申請書に第5条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその助成種別

(3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金変更交付決定通知書により当該申請をした助成事業者へ通知するものとする。この場合においては、第6条後段の規定を準用する。

3 前項の規定による通知を受けた助成事業者の交付の請求については、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに特定教育・保育施設等運営助成金事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業所要額精算書
- (3) 歳入歳出決算書
- (4) 助成対象経費の支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、特定教育・保育施設等運営助成金交付額確定通知書により当該報告をした助成事業者へ通知するものとする。

(精算)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を

助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第16条 この要領に規定する申請書等の様式は、児童部長が定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

助成種別	助成対象施設	要件	助成対象経費	助成金の額
発達支援 保育対策 費助成	<p>1 認定こども園及び保育所</p> <p>2 多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2名以上在籍する幼保連携型認定こども園(学校法人立を除く。)</p>	<p>1 市長が入所させた障害児(第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子ども)に係る保育を実施していること。</p> <p>2 保育士の配置基準及び補助金事業等の実施による加配職員数を満たした上で多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な1号認定子どもに係る特別支援教育を実施していること。</p>	<p>1 障害児の保育を行うに当たり必要とする経費</p> <p>2 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)を行うに当たり必要とする経費</p>	<p>助成対象経費の支出額(助成対象経費の総額から助成対象事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額をいう。以下同じ。)又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額</p> <p>1 月の初日に在籍するよう障害児に係る月額助成基準単価</p> <p>(1) 介助保育士を必要とするとき 障害児1人につき242,410円。ただし、2人以上の障害児の保育を行う場合にあつては、2人目以降の障害児については、1人につき262,630円とする。</p> <p>(2) 介助保育士を必要としないとき 障害児1人につき76,510円</p> <p>2 月の途中に入所させ、又は障害児の認定をした障害児に係る当該月の助成基準単価</p> <p>(1) 2日以降5日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の6</p> <p>(2) 6日以降10日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の5</p> <p>(3) 11日以降15日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の4</p> <p>(4) 16日以降20日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の3</p> <p>(5) 21日以降25日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の2</p> <p>(6) 26日以降に入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の1</p>

<p>認定こども園特別支援教育・保育対策事業費</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2名以上在籍する幼保連携型認定こども園（学校法人立を除く。）</p>	<p>保育士の配置基準及び補助金事業等の実施による加配職員数を満たした上で多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な1号認定子どもに係る特別支援教育を実施していること。</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）を行うに当たり必要とする経費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額</p>
<p>保育特別対策費助成</p>	<p>認定こども園及び保育所</p>	<p>保育士の配置基準及び補助金事業等の実施による加配職員数を満たした上で予備保育士を配置していること。（この項目において、認定こども園は、「保育士」を「保育教諭」と読み替えるものとする。）</p>	<p>予備保育士の人件費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は242,410円に保育士の配置月数を乗じて得た額のいずれか少ない額</p>

<p>延長保育 事業費</p>	<p>認定こども園、保育所及び小規模保育等</p>	<p>国の延長保育事業の要件を満たす延長保育（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対するものに限る。）を実施していること。</p>	<p>延長保育を行うに当たり必要とする経費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は延長保育事業に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額</p>
---------------------	---------------------------	--	---------------------------	--

地域活動 事業費助 成	認定こども園及び 保育所	助成額の欄 に掲げる事業（第2号 支給認定子ども及び第 3号支給認定子どもに 対するものに限る。） を実施し、かつ、園庭 開放を実施しているこ と。	助成額の欄 に掲げる事業を行うに 当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額と下記助成基準単 価によって算出した助成基準額とを比較 して少ない方の額 <table border="1" data-bbox="853 302 1412 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">助成基準単価（円）</th> </tr> <tr> <th>基本額 （年額）</th> <th>加算額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世代間 交流等 事業</td> <td>350,000 （左欄 に掲げ る事業 を2以 上実施 する場 合に限 る。）</td> <td>下記加算項目に 該当する項目数 に応じ次に掲げ る額 1項目 75,000 2項目 150,000 3項目以上（世 代間交流等事業、 異年齢児交流等 事業及び育児 講座・育児と仕 事の両立支援事 業のすべてを 実施する場合に 限る。）</td> </tr> <tr> <td>育児講 座・育 児と仕 事の両 立支援 事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校 低学年 児童の 受入事 業</td> <td>500,000</td> <td>400,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>加算項目</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭支援推進保育所又は地域子育て支援センターと連携して実施するもの (2) 他の児童福祉施設等と共同で実施するもの (3) ファミリーサポートセンターその他の子育て支援施設と連携して実施するもの (4) 他の市町村において実施されていない先進的なもの (5) 育児講座・育児と仕事の両立支援事業にあつては、育児講座、親子教室、プレイルーム開放又は子育て支援サークル支援事業のいずれかを当該年度に20回以上実施するもの 	事業名	助成基準単価（円）		基本額 （年額）	加算額（年額）	世代間 交流等 事業	350,000 （左欄 に掲げ る事業 を2以 上実施 する場 合に限 る。）	下記加算項目に 該当する項目数 に応じ次に掲げ る額 1項目 75,000 2項目 150,000 3項目以上（世 代間交流等事業、 異年齢児交流等 事業及び育児 講座・育児と仕 事の両立支援事 業のすべてを 実施する場合に 限る。）	育児講 座・育 児と仕 事の両 立支援 事業			小学校 低学年 児童の 受入事 業	500,000	400,000
事業名	助成基準単価（円）																	
	基本額 （年額）	加算額（年額）																
世代間 交流等 事業	350,000 （左欄 に掲げ る事業 を2以 上実施 する場 合に限 る。）	下記加算項目に 該当する項目数 に応じ次に掲げ る額 1項目 75,000 2項目 150,000 3項目以上（世 代間交流等事業、 異年齢児交流等 事業及び育児 講座・育児と仕 事の両立支援事 業のすべてを 実施する場合に 限る。）																
育児講 座・育 児と仕 事の両 立支援 事業																		
小学校 低学年 児童の 受入事 業	500,000	400,000																
行事費助 成	幼稚園、 認定こども園及び 保育所	児童のため の観劇の行 事を実施し ていること	観劇の行事 を行うに当 たり必要と する経費	助成対象経費の支出額又は年額15,000円 のいずれか少ない額														

園外保育費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	園外保育を実施していること。	園外保育を行うに当たり必要とするバス借上料その他交通費	助成対象経費の支出額又は年額77,700円（利用定員150人以上の園にあっては155,400円）のいずれか少ない額
小規模補修費助成	認定こども園（社会福祉法人又は学校法人が設置するものに限る。）及び保育所	保育用施設等（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対す保育を行うものに限る。）の補修工事（国又は府の助成が受けられるものを除く。）を施工していること。	<p>保育環境の改善を図るために必要な次の各号に掲げる工事（自己所有部分に係る工事に限る。）の施工に要する経費（当該経費の総額が500,000円以上5,000,000円未満の場合に限る。）</p> <p>(1) 保育用施設の補修工事</p> <p>(2) 保育用施設の附帯設備の補修工事</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める工事</p>	助成対象経費支出額の2分の1に相当する額

小規模保育連携施設改修費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	小規模保育事業所等と連携のために必要な保育用施設等の改修等工事（国又は府の助成が受けられるものを除く。）を施工していること。	小規模保育事業所等と連携のために必要な次の各号に掲げる工事（自己所有部分に係る工事に限る。）の施工に要する経費（当該経費の総額が500,000円以上5,000,000円未満の場合に限る。） (1) 保育室等の増改築工事 (2) 保育室等の附帯設備等の改修等工事 (3) その他市長が特に必要と認める工事	助成対象経費支出額の2分の1に相当する額
保育体制強化費	認定こども園及び保育所	国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること。	保育支援者の人件費	助成対象経費の支出額又は90,000円に保育支援者の配置月数を乗じて得た額のいずれか少ない額
保育士宿舍借上費	認定こども園及び保育所	国の保育士宿舍借上支援事業の要件を満たす宿舍を借り上げていること。	賃借料その他の保育士用の宿舍を借り上げるに当たり必要とする経費	月及び借り上げた住居ごとに次に掲げる額のいずれか少ない額の4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てるものとする） (1)助成対象経費の支出額 (2)保育士宿舍借り上げ支援事業に係る国庫補助基準額

看護師助成	認定こども園及び保育所	第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対する保育のための看護師、准看護師、准看護師又は保健師を配置していること。	年 額 4,706,000円を超えて支出する看護師、准看護師又は保健師の人件費	助成対象経費の支出額又は年額795,000円のいずれか少ない額
病児保育事業費（体調不良児対応型）	認定こども園、保育所及び小規模保育等	国の病児保育事業（体調不良児対応型）の要件を満たす事業を実施し、かつ、看護師助成を受けていないこと。	病児保育事業（体調不良児対応型）を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は病児保育事業（体調不良児対応型）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額

備考 この表において、「第2号支給認定子ども」とは法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいい、「第3号支給認定子ども」とは法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。